

松田英里著

『近代日本の戦傷病者と戦争体験』

津田 壮章

現代日本において戦争を連想する時、過去に「負けた」戦争における「我が方」の「犠牲者」が想起されやすいが、「勝った」戦争の場合にも、それ相応の「犠牲者」が存在した。しかし、そうした「犠牲者」が戦後にどのような歩みを強いられたのか、顧みられることは少ない。本書は、日露戦争で傷痍疾病を負い、「廢兵」と呼ばれた戦傷病者が、帰還後の社会で体験した差別や自らが担った待遇改善運動を、当事者の視角から研究したものである。なお、第一章から第四章は既発表論文四本を改稿したものととなっている。

本書の構成は、次の通りである。

序章 なぜ戦場・戦争体験の固有性を問うのか

一 問題の所在——なぜ日露戦争の「廢兵」をとりあげるのか

二 本書の課題と分析視角

第一章 「社会復帰」と待遇改善運動——一九二〇年代

はじめに

一 「社会復帰」における格差

二 「特権意識」と「棄民意識」

おわりに

第二章 「廢兵」の名誉と抑圧

はじめに

一 「名誉」と「自活」の論理

二 「戦友」と「後援」における「廢兵」のとりあげ方

三 国家・社会との相克

おわりに

第三章 慰霊旅行記にみる「廢兵」の戦争体験

はじめに

一 障がい者としての「廢兵」

二 「帝国意識」と戦死者への「負い目」

おわりに

第四章 増加恩給獲得運動と傷痍軍人特別扶助令

はじめに

一 恩給制度・軍事援護制度の問題点

二 「一時賜金廢兵」による運動

三 断食祈願の弾圧と傷痍軍人特別扶助令の制定

おわりに

終章 日本社会は「廢兵」をどのように扱ったか

あとがき

序章では、日露戦争で「廢兵」となった軍人が、「戦争の惨禍」の象徴でありながら世間では蔑視される対象となったため、待遇改善運動を展開していく過程を踏まえ、先行研究が見過してきいた課題を分析している。そこで強調されるのは「運動の主体者」

と「戦争の犠牲者」という当事者の視角であった。

兵役義務履行に伴い傷痍疾病を負った者には、傷病の程度と原因、階級に応じて増加恩給が、比較的軽度の者には賑恤金と呼ばれる一時金が、それぞれ支給されていた。金額が少ないために貧困に陥る者も多く、「名誉の負傷」を負ったとの自己認識に根差した「療兵」による待遇改善運動がおこなわれた。しかし、これまで貧困や差別に関心を向けてきた民衆史研究ですら、「抵抗」「解放」の主体として、「療兵」を対象としてこなかった。また、「戦争の犠牲者」という視点で「療兵」を見る場合、「療兵」は一般の障がい者よりも社会的、制度的に「優位」な立場にあった。待遇改善運動では、「名誉の負傷」を負ったという事実を楯に要求を正当化し、一般の障がい者と自らを峻別する論理を内包していた。

第一章では、一九二〇年代に「療兵」が待遇改善運動をおこなう背景や展開過程を、当事者の言動を中心に分析している。当時の恩給制度の特徴は、軍隊内の階級に応じて上に厚く下に薄いことや、絶対的な支給額が少ないことにあった。「療兵」の生活実態を知る手がかりとして、一九〇六年六月から七月にかけて「河北新報」に掲載された仙台市内の「療兵」三一人を取材した記事が取り上げられている。そこで明らかにされたのは、階級と学歴によって、帰還後の再就職状況に大きな差がある事実であった。「療兵」には、恩給支給金額のみならず収入や社会的地位においても格差が生じていた。

評書

一九一九年には、恩給増額と待遇改善を目指し、「療兵」とその遺族から成る全国団体「残桜會」が結成される。元将校が運営

の主導権を握っていたが、「療兵」当事者の権利意識に根差し、既存団体の「慈善」に基づく援護事業を批判するものであった。この他に、下士官・兵士を中心とした「全国療兵團」をはじめ、各地に「療兵」の団体が設立されている。これらは、ある程度「残桜會」と棲み分けながら、要求する増加恩給の最低額を一致させる等、連携して活動した。しかし、運動が盛り上がるにつれ、「全国療兵團」は、その集會が警察の監視下に置かれる等、危険視されていく。一九二三年公布の恩給法では恩給が大幅に増額された。運動の成果といえるが、一方で、同法成立前後に「残桜會」が内部分裂する等、徐々に運動は衰退していった。

著者は、「療兵」の運動を、「下士官・兵士が、国家に対し「療兵」として自らの主体性を獲得しようとする運動」と位置付ける。国家や社会に顧みられず、「棄民意識」にまで高まった不満は運動の高揚に寄与した。同時に、「名誉の負傷」を負ったことを根拠として、参政権や生活保障といった優遇を当然視する「特権意識」が運動の中で固定化し、新たな運動を生み出さなかった。そこには、国家や社会からの冷遇に「抵抗」し、被差別対象から自らを「解放」するために、「特権意識」から出発しなければならなかったという構造的な問題があった。

第二章は、「療兵」が戦争での負傷者として与えられた「名誉」と、経済的にも社会的にも劣位に置かれた現実との落差に直面した時、「名誉」が当事者にとってどういう意味を持つのかという疑問から始まる。それを解明する手がかりとして、日露戦争後に各種団体から出された「療兵」に関する提言を分析している。

留岡幸助は一九〇五年に発表した論考「療兵処分」で、「功勞

者」である「癡兵」に対して国家による救護が必要であることを認め、職業紹介を基軸とした対策を提言している。これは「功勞者」であるからこそ経済的にも社会的にも「自活」させるべきというもので、「癡兵」の「名譽」は「自活」を促す根拠とされていた。しかし、実際には国家財政の「濫費」防止を目的とし、「癡兵」の自助努力による「自活」が求められた。

「軍人後援會」機関紙「後援」と「帝國在郷軍人會」機関紙「战友」には、「癡兵」に対して、「身持ちが悪い」「高慢不遜」とされる行動や態度を慎むよう促す記事が度々掲載されている。更に、「战友」には、「勤儉貯蓄」に努めたり「献身犠牲」をもつて地域社会に貢献した「癡兵」の「功績」が取り上げられる。貧困を自己責任とみなす当時の日本社会において、「癡兵」を一般の障がい者や貧困者と峻別し、救護するためには、「名譽の負傷者」にふさわしい行動や態度が求められた。「癡兵」は「名譽」を与えられるからこそ、自らの行動や態度が束縛された。しかし、第一次世界大戦後のインフレの影響もあり、その生活は困窮する一方であった。

一九二〇年代に活発化した待遇改善運動では、援護団体の述べる「名譽」の欺瞞を指摘し、恩給を権利として国家補償を求める動きが表面化する。一九二二年の「後援」には、「飽くなき援護を求め」る団体に自制を促す論説が掲載される等、運動が活発化するほど「癡兵」は持て余され、陸軍省は「癡兵」を冷視するようになっていった。二三年には恩給法が制定されたが、「名譽」によって権利を抑え込むという論理はその後も引き継がれていた。

第三章では、「癡兵」が帰還した時の心身の問題に着目している。日露戦争終結後、帰還部隊の復員が始まると、各地で大規模な歓迎行事が催され、凱旋門が建設された。一方で、「癡兵」は所属部隊と一緒に帰還できず、誰にも迎えられない場合が多々あった。入院生活が長引くほど、歓迎行事からも取り残された。援護団体「辰巳会」の機関紙「癡兵之友」には、凱旋門を病院の前にも建てるべきという声や、「癡兵」をよそに歓迎行事に沸く人々を「癩の種」でしかないとする投稿が見られる。更に、帰還後の「癡兵」には、障がい者としての生活上の問題と差別の眼差しが待っていた。銭湯での苦い経験や結婚に関する「美談」と現実との差、軍籍を有さず「帝國在郷軍人會」の正会員にならない「癡兵」を軍籍の有無で機械的に処理する軍や地方行政機関との対立等が、差別を受けた事例として挙げられる。「名譽の負傷」を負った軍人であることを誇りとする「癡兵」と、「癡兵」を軍人として扱わず「犠牲」を軽視する国家・社会との間には、大きな溝が生じていた。

こうした「癡兵」の心境を踏まえようと、一九二五年に「残桜會」が「戦没戦友礼拝」と「國民精神振興」を目的としておこなった日清・日露戦争の慰霊旅行の言説を分析している。旅行に参加した「癡兵」らは、各地で盛大な歓迎を受けた。戦勝直後の凱旋を彷彿させるもので、参加者の感想からは、内地との待遇差に感銘を受けた様子がうかがえる。こうした対応は、「癡兵」に自らの「犠牲」が「むだでなかつた」ことを「痛感」させるものであった。これらの感想には、旅順周辺の「発展」や、在満・在朝日本人の「活躍」を見て、自らの戦争体験は満州・朝鮮の「権

益」を獲得するためのものであったとする意味付けが見られる。このように、「犠牲」の「価値」を再認識することは、支配の「正当性」を実感し、「帝国意識」を強固にする意味を持っていた。更に、戦死した戦友に対しては、「生き残った」ことへの「負い目」が見受けられる。戦友の死を「意味あるもの」にしなればならないという彼らの思いは、「帝国意識」をより強固なものにしていく。「残桜會」の慰霊旅行において、日清・日露戦争の戦死者は戦争の「悲惨さ」を象徴する存在ではなく、「帝国意識」を支える存在として位置付けられていた。

第四章では、「一時賜金癡兵」が増加恩給の支給を求めた運動を分析している。彼らは、傷痍疾病を負いながらも比較的軽傷であったために賑恤金という一時金のみが支給され、増加恩給の支給対象から外された人々であった。

増加恩給の最軽傷と賑恤金の最重症の差は、一八九二年に発布の陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例に定められた、「四肢ノ運動ヲ」、「大ニ妨クルニ至リタルモノ」と「妨クルニ至リタルモノ」のどちらに認定されるかの違いであった。しかし、この基準の症例は乏しく、現場は混乱した。こうして生まれた「一時賜金癡兵」は、「癡兵」以上に恩給制度の矛盾や欠陥を体現していた。当事者団体である「全國一時賜金癡兵聯合會」の中には、「一時賜金癡兵」の軽視放任は危険思想の養成に繋がると、危機感を煽って待遇改善を訴える者もいるほど、「癡兵」との待遇差に不公平感が募っていた。

「兵役義務者及癡兵待遇審議會」が設置される一九二九年と同時期に、同聯合會による請願・陳情活動が活発化する。請願の主

な内容は、増加恩給を支給すること、これまで「癡兵」に与えられていた軍人傷痍記章を「一時賜金癡兵」にも授与することの二点であった。三〇年に出された同審議會の答申は、これらの要求をほぼ満たすものであった。しかし、実際には増加恩給の支給は見送られ、記章の授与を「一時賜金癡兵」にまで広げることが実現し、財政負担が少ないものに限定された。

増加恩給の支給が見送られた絶望と憤りは大きく、同聯合會副会長の石川金太郎を中心とする強硬派の活動が目立つようになる。一九三一年七月二〇日に明治神宮前でおこなわれた断食祈願には、約四〇名が参加し、「血税を拂つた陛下の赤子の生活を保証せよ」と訴えた。同年一〇月二六日にも約五〇名が断食祈願をおこなったが、すぐに警察に阻止されている。この理由について、満州事変が勃発した影響や、運動が反軍活動へ取り込まれることを恐れたものと考察している。断食祈願は「一時賜金癡兵」の団体からも「労働争議にも比すべき」行為とする批判があった。二度目の断食祈願後、同聯合會内部で石川らは「急進分子」としてその言動が問題視され、石川をはじめとする数名が除名されている。こうした動きは満州事変の「好戦的世論」に水を差すことにもなりかねず、反軍感情を封じ、戦意高揚をはかるためにも見過ごせないものとなっていた。三二年公布の傷痍軍人特別扶助令によって増加恩給に相当する扶助料が支給され、三三年の恩給法改正により「一時賜金癡兵」を対象とする傷病年金が創設された。こうした成果の一方で、三二年には陸軍省の直轄に「癡兵」の団体を統一する方針が打ち出される。これは「癡兵中一部の不心得者或ひは偽癡兵」の取締りを目的とし、「名譽の負傷者」である「純良」

な「癡兵」の自己認識に訴えかけることで、「癡兵」の行動を規制するものであった。

以上が本書の内容である。これまで蓄積されてきた戦傷病者に関する制度史や政策史の研究を踏まえ、当事者の視角から日露戦争後の「癡兵」の歴史に光を当てた先駆的研究といえる。特に、待遇改善運動や「残桜會」の慰霊旅行の言説を丹念に分析したことで、断片に過ぎなかった「癡兵」の経験を繋ぎ合わせ、戦傷病者に関する研究史に新たな頁を書き加えることに成功している。戦争に熱狂した人々が忘却してきた「癡兵」が抱える貧困や差別自体を扱うのではなく、それに向き合ってきた当事者を分析の中心に据え、待遇改善を求める「運動の主体者」としての「癡兵」像を見出したことが、本書の最大の特徴といえよう。そのうえで、戦争で負傷したという「名誉」を根拠とする「特権意識」は、現実の待遇に直面した時に「棄民意識」となり、待遇改善を求める運動へと発展していくという、「癡兵」を突き動かす行動原理が明確化された。

このような、被害者や被差別対象としての「癡兵」像だけでなく、加害者としての「癡兵」にも焦点が当てられ、その複雑な立ち位置が示された点は、本書の内容をより濃厚なものとしている。第三章における慰霊旅行の分析では、自らが「癡兵」となったことに積極的な意味を見いだそうとする姿が明らかになった。劣位に置かれた者が、自己の中でその境遇を「納得」させるメカニズムとして「帝国意識」を強固にしていく過程は、戦争を支え人々の意識構造を解き明かす好材料といえよう。

当時の「癡兵」にまつわる制度には、複雑に入り組んだ差別構

造が存在した。「名誉」を与えられることで、障がい者という社会的弱者でありながら、その中では「優位」にあると見なす「癡兵」の自己認識は、自らの「特権意識」を誇示することで維持された。それは、差別構造自体を打破する力にはならず、むしろその構造を維持しながら、国家の役に立ったという「名誉」でもって、更に「優位」に立つ方法を模索していく。「癡兵」と社会や国家との対立が述べられた後の第四章に、「癡兵」と「一時賜金癡兵」の関係が位置付けられている点は、被差別対象の中に更に序列化された差別構造が存在し、比較的「優位」にあった「癡兵」が「救出」されたに過ぎなかったことを克明に描き出している。しかし、評者は以下の疑問や問題を提示したい。

第一に、「癡兵」が「抵抗」「解放」の主体として位置付けられるのかという疑問である。著者は、主に序章及び終章において、待遇改善運動が、同情や蔑視の対象とされることへの「抵抗」、差別からの「解放」のための試みであると位置づけている。しかし、本書で検討される「癡兵」や「一時賜金癡兵」の運動は、「名誉」を根拠とする補償要求を超えるものではなかった。国家への貢献や軍人としての誇りを自己認識として起こされる運動は、貢献に対する報奨を求めるものであり、差別そのものへの「抵抗」や「解放」に発展しうる論理を内包していたといえるのである。自らの不利益に「抵抗」していたとしても、それを勝ち取った場合には、「名誉」と同時に軍の権威を強化することをも意味する。「癡兵」が求める権利を認めるのではなく、主に戦意高揚や赤化防止策として待遇が改善されたことから、「抵抗」「解放」の主体になりえなかったことを示しているのではないだ

ろうか。

第二に、「癡兵」と戦死者遺族との関連や、相互の眼差しを検討していないことである。戦死者遺族について言及している箇所は、序章における先行研究の分析と、第一章での「残骸會」の請願に、「癡兵」遺族と戦死者遺族に関する要求項目があったとす部分のみである。第三章で慰霊旅行をおこなった「癡兵」が戦死者へ向ける眼差しについて検討しているが、それは戦死者遺族には向けられない。「癡兵」と戦死者は、戦場において紙一重の差で生死を分けた関係であり、その「名誉」が遺族にも付与される点で、無関係とはいえない。一ノ瀬俊也は、アジア・太平洋戦争期の戦死者遺族について「政府は彼らの『精神』を指導して自ら従順な遺族たらしめることをめざした」と指摘する。日清・日露戦争期の戦死者遺族に与えられた「名誉」は、「癡兵」と同様、遺族の行動を規制する根拠として機能していたとはいえないだろうか。第三章で戦死者に対して「生き残った」ことへの「負い目」を感じていた「癡兵」が、類似した「名誉」を与えられた遺族へ向けた眼差しはいかなるものであったのだろうか。また、慰霊旅行に参加した者が抱く感情は、日清・日露の両戦争による戦争体験や帰還体験の違いによって異なる内容となることが想像される等、当時の「癡兵」が経験した戦争認識の差異について、更に踏み込んで考察する余地が残されている。

第三に、増加恩給には階級差による金額の著しい差があったにもかかわらず、階級差に基づいて生じた不満や対立を分析していない点である。将校主体の「残骸會」と下士官・兵士主体の「全国癡兵團」が、ある程度棲み分けながら一部の要求項目では連携

して運動したことや、「増加恩給は理想としては大将も兵卒も同額たらしむるべき性質のもの」と述べる者がいたことには言及されているが、階級による待遇差は両者間で主要な争点とならなかったであろうか。運動内の葛藤や階級差に基づく金額差を「納得」「正当化」させていく論理に踏み込む分析ができれば、運動の持っていた複雑さを解明する一助にはしなないだろうか。

第四に、戦後日本において軍事活動によって生じた死者や傷病者への歴史認識を欠いていることである。著者は序章で、二〇一五年に成立した「安全保障関連法」によって、「今後は自衛隊から戦死者や傷病者が出るのが予想される。その場合、自衛隊員とその家族に十分な国家的・社会的な補償をすることが、果たしてできるのだろうか」と疑問を呈したうえで、将来生じるであろう戦死者や傷病者への補償について、過去の歴史から学ぶ必要性を述べている。しかし、戦後再軍備を開始した時点から、そのリスクは常に生じていた。これまでも自衛隊員から殉職者や傷病者が生じていることを忘れていないだろうか。自衛隊に戦死や戦傷病という規定はないが、死亡または障がいを負った際に、「功労」に応じて支給される一時金「賞じゆつ金」は訓令に規定されている。とりわけ、海賊対処行動やイラク国内及びその周辺国での任務、国際平和協力業務等では、規定額の「100分の50に相当する額を加算した額とすることができると定められ、海外における事実上の戦死や戦傷病の「価値」を高く位置付けている。しかし、こうした「賞じゆつ金」の規定自体は警察や消防等にもあり、国家公務員災害補償法を準用した公務員災害補償においては、軍事的任務の「犠牲」と他の公務の「犠牲」が峻別されていない。

軍事的任務の「犠牲」を特別視して補償する場合、任務に付与された「名誉」は一層高められる。任務の「正当性」は自明のものとされ、憲法九条の価値と現実との溝は更に深まるであろう。

本書で明らかにされたように、「癡兵」の問題を放置することは軍人の士気に影響し、その対策として待遇が改善された。現代日本において戦傷病者をどのように扱うかという問題は、国防の位置づけに直結する問題である。「癡兵」への眼差しや増加恩給に関する政策形成過程は、自衛隊から戦傷病者が出た場合に国民に向けられる重い問いを示唆するものであるが、他の公務よりも手厚い補償をすればよいという単純な話ではない。

第五に、史料に記載された旧漢字を新漢字に改める基準が不明なことである。本書のキーワードである「癡兵」を、一貫して文字通り旧漢字で記しているにもかかわらず、他の史料上の用語については、「帝國在郷軍人会」を「帝國在郷軍人会」に書き換える等、一貫していない。旧漢字をそのまま記すものと新漢字に書き換えるものとの違いを設けることの、研究上の意義について説明を要する。

以上、疑問点を述べてきたが、これらの疑問は本書の価値を損なわせるものではない。むしろ、これまで戦傷病者に関する研究が見落としてきた「運動の主体者」としての「癡兵」像を積極的に提示し、政策決定過程において背景に押しやられがちであった当事者の声を拾い上げることに成功している。「癡兵」を「戦争の犠牲者」や政策の客体として扱ってきた民衆史研究において、同時代の「運動の主体者」は、大正デモクラシーや階級闘争、プロレタリア文学の流行を背景とした闘う民衆像が提示されやすい。

これらとは異なる論理と軍人であるという自負から「運動の主体者」となった「癡兵」を扱う本書は、このような民衆概念の射程の狭さに再考を迫る挑戦的な研究といえよう。

① 一ノ瀬俊也『銃後の社会史 戦死者と遺族』吉川弘文館、二〇〇五年、一一八頁。

② 防衛庁長官 志賀健次郎「賞しゆつ金に関する訓令 防衛庁訓令第15号」(改正 平成29年 3月28日省訓第13号) 附則4、附則5、附則7。

(A5判 一五二頁 二〇一九年十一月)

日本経済評論社 三六〇〇円+税)

(京都大学大学院 人間・環境学研究科博士後期課程)